

弁護士をもっと身近な存在に

Vol.29

静岡県弁護士会通信

発行 2025年度 春号



〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>

会長就任のご挨拶

2025年度（令和7年度）

静岡県弁護士会会長 村松 奈緒美

このたび、2025年（令和7年）4月1日付で、静岡県弁護士会の会長に就任いたしました。2002年（平成14年）に静岡県弁護士会に登録し、今年で23年目になります。

1年間どうぞよろしくお願いいたします。

静岡県弁護士会は、静岡県内に事務所等を置く全ての弁護士が加入する弁護士法に基づく団体です。2025年（令和7年）4月1日現在、会員数は546名です。

弁護士は、法律により、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と定められています（弁護士法第1条）。弁護士会は、個々の弁護士が「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」という使命を十分果たすることができるよう支援するとともに、そのような使命を持つ弁護士の集団として社会正義の実現のために活動しています。

市民の皆さまは、日頃、「基本的人権」という言葉を意識する機会は少ないかもしれません。しかし、人は誰でも生まれながらに「基本的人権」を持っていて、そのような存在として尊重されなければなりません。

弁護士会は、多様な立場の方の「基本的人権」が相互に尊重される社会の実現のため、様々な委員会（人権擁護委員会、子どもの権利委員会、民事介入暴力対策委員会、消費者委員会、犯罪被害者委員会、高齢者・障害者総合支援センター等）を組織し、法的な観点から活動し、社会に向けて発信をしています。

当会の再審法改正に向けた活動も、その一環です。

昨年、静岡地方裁判所にて、いわゆる袴田事件、袴田巖さんに対する再審無罪判決

が出ました。事件から58年、そして48年近い身柄拘束を経ての無罪判決です。事件の当地である静岡県の弁護士会として、本年も、引き続き、不備のある再審手続の速やかな是正に向けて活動を続けます。



そして、弁護士会は、広く市民の皆さまや事業者のために、各支部（静岡、沼津、浜松）において、様々な法律相談を実施しています。一部に電話による相談もあります。

日常生活でのトラブルなど「法律の問題なのかな？」ということでも、お気軽にご相談いただければ幸いです。法律の専門家である弁護士が、ご相談者の抱える事情、紛争状況に応じて、法的観点からアドバイスを提供します。

詳しくは、本誌裏面又は当会ホームページの法律相談欄をご覧ください。お近くの弁護士会支部にお問い合わせください。

そのほかにも、当会は、市民の皆さまに「弁護士会があつてよかった」と思っていただけのような存在であることを願って、様々な活動に取り組んでおります。

ご理解とご支援をお願い申し上げます。

圧倒的な世論で今こそ再審法(刑事訴訟法第4編)の改正を！

静岡県弁護士会再審法改正実現プロジェクトチーム

1. 刑事裁判における再審とは？

誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者の救済を目的とする制度です。

刑事裁判で確定した判決も、常に正しいとは限りません。裁判での証拠や証言に間違いが生じ得ますし、また裁判官の判断も人間が行うことですので間違いが生じ得るので再審制度が必要なのです。

静岡県で起こり、死刑が確定した島田事件や袴田事件も再審が開始され、無罪が確定しました。しかし、島田事件では赤堀政夫さんの逮捕から約35年、袴田事件では袴田巖さんの逮捕から約58年と、余りに長い期間がかかりました。これは、刑事再審法（刑事訴訟法第4編）に不備があるからです。



▲2014年4月14日 再審開始報告集会
での袴田巖さんとひで子さん

2. 再審法改正の必要性

現在の日本の法律（刑事訴訟法）には、再審を始めるかを定める手続（再審請求審）について十分なルールがなく、担当する裁判官によって審理の仕方もバラバラで、手続が進まないこともあります。そこで、手続を明文化する必要があります。

そして、検察官の手元にある証拠の開示に関する規定がなく、手続の長期化を招き、真実解明を妨げています。記録や証拠品の保管・管理に関する規定を整備し、再審請求人への証拠開示手続を明文化する必要があります。



▲2014年3月27日 静岡地裁の
再審開始決定当日のひで子さん

また、再審を開始する決定等がなされても、検察官がこれらに対する不服申立てを繰り返すことで、再審公判（やり直しの裁判）が実際に開始されるまでに長期化するという問題があります。検察官による不服申立てを禁止することで、えん罪被害者を速やかに救済する改正が必要です。

3. 再審法の改正は、オール静岡で！

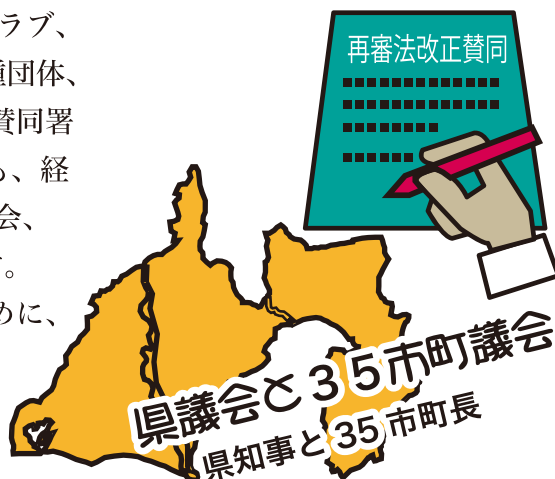
静岡県弁護士会は、2023年（令和5年）2月22日「刑事再審法の速やかな改正を求める決議」を採択しました。

また、2024年（令和6年）春、再審法改正実現プロジェクトチームを発足させ、県内議会や県知事、県内各市町の首長、県内関連の国会議員、県内各団体などに、再審法改正への賛同を要請するなど、再審法改正実現に向けた各種活動を精力的に展開して来しました。

その結果、2025年4月現在、①県議会及び県内35市町議会全てで、再審法改正を求める意見書が採択されるに至りました。②また、県知事及び35の市長・町長全てに再審法改正の賛同署名をしていただきました。全ての議会意見書と全ての首長の賛同署名が揃ったのは、今のところ静岡県だけです。③さらに、県内関連国会議員17名中14名（約82%）が、再審法改正の賛同署名をし、賛同メッセージを寄せてくれています。④また、県内団体の賛同署名は250団体を突破し、県内経済4団体・労働3

団体をはじめ、多数の経済団体、労働組合、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、農協・漁協・生協、青年会議所、士業種団体、医療団体、消費者団体、婦人団体など多種多様な団体から賛同署名が寄せられ、オール静岡といっても良い状態です。中でも、経済団体は、15 ある全ての商工会議所、35 ある全ての商工会、17 ある全ての民主商工会から賛同署名が寄せられています。

静岡県弁護士会では、再審法改正の機運を盛り上げるために、ホームページに再審法改正特設ページを設置しましたので、是非ご覧ください。



4. 圧倒的世論で、議員立法による早期の再審法改正を！

2024年3月、超党派による「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」（再審議連）が発足し、議員立法による再審法改正を目指し、2025年4月現在、法案作成作業が最終段階に入っています。また、同年5月1日現在、議連には全政党から386名が入会し、全国会議員の過半数を突破しています。

一方、これまで再審法の改正に消極的だった法務省は、こうした事態を受けて、急遽法制審議会にして再審法改正に関する諮問をするに至りました。

しかし、これまで長年にわたり再審法改正が実現しなかったのは、刑事訴訟法を所管する法務省が再審法改正に極めて消極的な姿勢であったためで、再審に関する法改正は、これまでも法務省の各種協議会等で議論されてきましたが、まったくといってほど議論は進まなかったのです。

このような経緯から、法務検察当局が事務局を担う法制審議会に再審法改正を委ねると、改正に長期間を要するだけでなく、内容が骨抜きにされる大きな危険性があります。再審法改正は、議員立法により早期に法改正を実現させるべきで、読売・朝日・毎日・日経・産経・東京などの各新聞も、「再審法改正は国会主導によるべき」という趣旨の社説や特集記事を掲載しているのです。



▲2023年3月13日 東京高等裁判所が袴田さんの再審を認める

今こそ、圧倒的な世論で、議員立法による再審法改正を実現しましょう！



正式名称決定！「ろーにゃー」です

静岡県弁護士会の公式マスコットキャラクター

「しずねこちゃん（仮）」に正式な名前が付けました。

「ろーにゃー」です。今後とも、宜しくお願い致します。

★静岡のお茶の緑のイメージをもとに、安心感を与え、ネコの動きのように問題を素早く解決するという意味を込めています。

各種法律相談のご紹介



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association

2025.4.1現在

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が交代で相談を担当しております。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5,500円(税込)
民事法律扶助制度(資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度)の利用も可能

■相談日時

●静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時

●浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時

月・水・金曜日 午後1時～5時

●沼津支部 毎週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分

●下田法律相談センター

※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時～4時

★静岡・浜松・沼津では、原則第3土曜の午前も相談を実施中！予約は平日お電話で



高齢者・障害者相談 無料

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスをいたします。

相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介します。

■相談時間 60分まで

■相談日時

●静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時

●浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時

●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し

原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行なっております。

県弁護士会の最寄りの支部にお申し込み下さい。

犯罪被害者相談 初回無料

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相談(刑事手続参加、加害者対応等)をお受けいたします。

■相談時間 30分程度

■相談日時

●静岡支部 ●浜松支部 ●沼津支部

相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を

決定(場所は原則として担当弁護士事務所)

クレジット・サラ金相談 無料

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。
破産・再生・任意整理(過払い金返還請求を含む)等の借金整理のための手続についてアドバイスをいたします。

■相談時間 30分間

■相談日時

●静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
毎週金曜日 午前10時～12時

午後1時30分～4時

●浜松支部 毎週月・水・金曜日 午後1時30分～5時

毎週火・木曜日 午前10時～12時

●沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談 初回無料

解雇や賃金未払い等の労働問題(労働者の方からのご相談に限ります)、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介します。

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談をお受けいたします。

また、希望があれば、弁護の依頼もお受けいたします(有料)。

資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度(資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度)のご利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部への電話又はインターネットにて申込み

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、

土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をいたします。



交通事故相談 ((公財)日弁連交通事故相談センター※) 無料

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスをいたします。
公益財団法人 日弁連交通事故相談センターが運営する事業です。
※当センターは、国(国土交通省)からの補助金、日弁連・弁護士・関係団体や皆様方からの寄付金などで運営されています。

■相談時間 30分間

■相談料金 無料

■相談日時 右のとおりです。詳しくは、担当の支部(静岡相談所→静岡支部、浜松相談所→浜松支部、沼津・三島・伊東・下田相談所→沼津支部)へお問い合わせ下さい。

静岡相談所	毎週月・水曜日	午後1時30分～4時
	毎週火・木曜日	午前9時30分～12時
浜松相談所	毎週火・木曜日	午後1時30分～4時
沼津相談所	毎週月・水・金曜日	午後1時～3時30分
三島相談所	毎月第2火曜日	午後1時～3時30分
伊東相談所	毎月第3火曜日	午後1時～3時30分
下田相談所	毎月第4月曜日(変更有)	午後1時～3時30分

静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中央区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848